

(第十一部)

第七十二回 參議院遞信委員會會議錄

昭和四十八年六月五日(火曜日)

午前十時二十六分開会

萬葉集

四月二十六日

竹田 琢賀君

卷之三

五月十八日

卷之三

委員長

卷之三

國朝大志

政府委員

102

10

第十一部 通信委員会會議録第九号 昭和四十八年六月五日

三〇

番号が変わった際には、公社といたしまして、従来から旧番号のほうへ電話がかかるつてしまつたときには新しい番号をトーキーで御案内申し上げるというようなことをやつております。

これは大体平均四ヵ月くらいそういうトーキー案内をやつておるわけでございます。もちろんお客様のいろいろな問い合わせが多いものにつきましては半年から一年ぐらいの番号案内をやつておるわけありますが、これに今回のほうが御進呈するといふよくなことをあわせますと、ひとと、公社側あるいは加入者側双方で番号の御案内ができますので、改番に伴うお客様の御不便とかそういうものは解消できるかと、このように考えております。

○木島則夫君 わかりました。そしたらと旧番号にかかってきたものについては自動的に新しい番号を知らせるなどを四ヵ月間にわたってやることと、なおかつはがきを適当枚数配つて使う黒電話、これは私も幾つか問題点を指摘いたしました。そのときの問題点をここで繰り返す必要はありませんと思いますが、これについて公社はどういうふうな結論をお出しになつたのか、この辺も伺いたいのです。

○説明員(小畠新造君) お答え申し上げます。小型ピンクのうちで、ただいま御指摘のあります付属電話機についております電話機は、広域時分割前で五十七万中二十一万、こういふうちにこの前お答え申し上げたわけでござりますが、この付属電話機が今度の大型ピンク電話の際に機械的な問題でつかないというために問題を御指摘いただいたと思ひますけれど、この点につきましていろいろ慎重に検討いたしました結果、もうすでに広域時分割もかなり進んでおりますので、現在まで小型ピンク電話の方で大型ピンク電話にかわった方あるいは黒電話にかわった方あるいは小型ピンクのまま残つておる方こういうふう

におるわけでござりますけれども、今後小型ピンク電話を大型ピンク電話に取りかえられる方、それから今まで現在のところ広域時分割が終わり

まして大型ピンク電話あるいは黒電話になつておる方で小型ピンク電話時代に付属電話機をつけておつた加入者の方、この両方の方で、御希望がござりますれば、御希望者に對しまして、大型ピンク電話の設置とは別に、一般の加入電話をつけたことと、付属電話機の取りはずしに伴う御不便を解消したい。この点につきましては、現在、関係御当局と相談中でございます。

○木島則夫君 いま当初負担を安くする、負担を軽くするんだといふお話がありまして、それは關係当局との間で話し合いで進行中だということですけれども、どうなんですか、当初負担を一般の場合よりも安くするということですけれども、具体的にどういうふうにするおつもりなのか、もし具体案があるならば聞かせていただきたい。

○説明員(小畠新造君) お答え申し上げます。当初負担をどのようにするかという点につきましては、現在關係当局に御相談申し上げているところでござりますけれども、公社といたしましては、本年の第四四半期くらいからお客様の意向を聞きましてこの措置を実施したい。実施を終了する時期は、ただいま御指摘がございましたように、あまり期間が長くかかりますというと非常に問題でございますので、おそらく二年以内、ぐらには全国的に終了すると思ひますが、現在六月でございまして、ほとんど意向調査は終了してございまして、この段階でいまのようないな措置をやりたい。小型ピンク電話と併設をし転換器によつて使う黒電話、これは私も幾つか問題点を指摘いたしました。そのときの問題点をここで繰り返す必要はありませんと思いますが、これについて公社はどういうふうな結論をお出しになつたのか、この辺も伺いたいのです。

○説明員(小畠新造君) お答え申し上げます。小型ピンクのうちで、ただいま御指摘のあります付属電話機についております電話機は、広域時分割前で五十七万中二十一万、こういふうちにこの前お答え申し上げたわけでござりますが、この付属電話機が今度の大型ピンク電話の際に機械的な問題でつかないというために問題を御指摘いただいたと思ひますけれど、この点につきましていろいろ慎重に検討いたしました結果、もうすでに広域時分割もかなり進んでおりますので、現在まで小型ピンク電話の方で大型ピンク電話にかわった方あるいは黒電話にかわった方あるいは小型ピンクのまま残つておる方こういうふう

よろなことですから、いつこの特別措置といふものが始まつて大体どのくらいの期間をかけて終わるものなのか、この辺もひとつ具体的に説明をしていただきたいと思います。

○説明員(小畠新造君) お答えいたします。実施のめどでございますけれども、ただいま広域時分割が御承知のように切りかえが進行中でございまして、小型ピンクからの大型ピンクあるいはそのほかへの意向調査というものを公社は事前にやっておるわけでございます。それで大体いまのめどですといふと、広域時分割が八月か九月ごろには全国的に終了すると思ひますが、現在六月でございまして、ほとんど意向調査は終了してございまして、この段階でいまのようないな措置をやりたい。この点につきましては、現在六月でございまして、ほとんど意向調査は終了してございまして、ほんと意向調査をやりたい。この辺もひとつきちつとお答えをいただきたい。

○説明員(小畠新造君) お答え申し上げます。この特別措置といいますか、これは広域時分割になる際に付属電話機をつけておりました二十一万の方、この方がこの措置によりまして付属電話機がなくなると、そのための御不便が問題の、何といいますか、原点でございましたので、従来から付属電話機のついておらなかつた小型ピンクの加入者の方、これは問題の対象にはならないと、このように考えまして、付属電話機をつけておりました小型ピンクの加入者だけが対象だと、このように考えて私たち措置しております。

○説明員(小畠新造君) お答えいたします。この付属電話機がついておりました加入者の数は、先ほど申しましたように、全国で二十一万ございまして、意向調査をしてみませんと二十一万の中のどれだけの数が御希望されるかということはわかりませんけれども、公社といたしましては、一番最大の数といふのを想定せざるを得ませんので、二十一万の方をやるとなりますと、いろいろの準備の都合等もございまして、広域時分割が終わつて、あと残りのことではちょっと無理になりますか。

○説明員(小畠新造君) お答え申し上げます。確かに御指摘いたしましたような問題がござりますので、公社といたしましても、来年度には、

これ等につきます予算措置面とか、そのほかいろいろ十分配意いたしまして、一般の加入電話の充足計画と、いろいろなものを圧迫しないようにできるだけ努力していきたい、このように考えております。

○木島則夫君　いま大体伺った具体的な資料、具体案については、私も、なお問題点がないか、よく検討をさしていただきたい。そして当局でも慎重に検討をしていただきたい、やはりやるからには早く正確にやつていただきたい、ということをつけ加えて、四月七日の予算第三分科会における質疑に関連する私の質疑といたします。一応その問題はこれでけつこうでございます。

次に、郵政の職場の中における規律、そして傷害事件あるいは暴力事件などについて、しばらく伺つてみたいと思います。

まず、大臣にお伺いしたいのですけれど、情報化時代における郵政事業といふものは私はますます重要視されてきてると思います。しかし反面、この郵政事業といふものは大きな曲がりかどに立たれてることもまた事実だと思います。複雑な要素をかかえている郵政事業が大きく伸びていくためには、激しく変動する社会に対応できる郵政の体質といふものを私は早急につくつけておく必要があります。

具体的に言えば、それは一つは労使の協調だと思います。それから職場の規律。しかし現実を冷靜に判断いたしますと、私などもときどきその職場の中に行つて実際にはだで体験をしておりまます。大臣は、そういう新しいむしろ曲がりかどに立たされた郵政がこれからほんとうの意味で伸びていくためには、いま郵政の中の体質といふものがほんとうにそれに対応できるようなものであるといふふうに現実をこらんになつていらつしやるかどうか。たいへん基本的なことですけれど、たいへん大事な問題ですから、まずこの辺から伺います。

○國務大臣(久野忠治君)　御指摘のとおり、郵政事業といふものが円満に円滑に運行するためには

は、職場が明るく、かつ秩序が正しく保たれていることが大切でありまして、機会あるごとにその点を私は強調いたしておる次第でございます。特に労使間の協調関係をより円滑に、しかもお互に協力し合つて秩序正しく明るくこれを進めていきたいという点につきましては、事あるごとに私は当委員会でも皆さんの御質疑にお答え申し上げておりますとおりでございます。

しかし、個々の職場において、ときおり事件が発生しておりますことはまことに残念に思つておる次第でございます。でありますから、このような事案につきましては、厳正に措置をするとともに、再発をしないように、管理者及び職員に対する教育なり啓蒙をより一層徹底させてまいりたい、かよう存する次第でございます。

○木島則夫君　いま大臣はときおりといふうにおつしやいましたけれど、私は、むしろときおりじやなくて、ひんびんとして起つておるというふうに置きかえていただきたい。

そこで、郵政の職場における組織暴力事件がひんぱんに発生をしておりますけれど、その状況はどうでしょうか。

○政府委員(北雄一郎君)　暴力と申しましても、程度の大なるもの小なるものいろいろございますが、私どもも把握しておりますのは、昨年一ヵ年間に全国で約二百件ございました。ことしになりましたが、約百五十件といふものを数えておる次第であります。

○木島則夫君　職場の中で、たとえみれば集団暴行が発生をする、まじめに働くとしている者が傷害を受ける、これはどう見ても私は合点がいかないし、国民の立場に立つて郵政事業、郵政のあり方といふものを思うがゆえに、職場の中で一生懸命やる、こういう人たちが傷害を受けたり、暴力を受けたりするということは、これは国民の立場からも私は許せないと思う。

最近数ヶ月に起つたものを——いまは一年間に起つた件数をあげていただきただけれど、

四十七年十一月二十二日に豊橋局で集団暴行傷害があつて、全治一週間の傷を負つた者もいる。十一月の二十八日岐阜局で集団暴行。十一月の二十九日函館局で集団暴行傷害で入院四十日。十一月の十七日直江津局、集団暴行傷害、全治一週間。

十一月の十六日足立北局で集団暴行傷害によつて全治五日間。十一月二十二日小石川局、同じく集団暴行傷害によつて全治十日間。それから十二月一日岡崎局で全治十日間。ことしに入つてからは

一月の一日浦和局で集団暴行傷害があつて通院三カ月。一月の十五日には蘆野局で集団暴行傷害があつて二名が一週間のけがをしている。三月十日には杉並南局で集団暴行傷害を受けて全治五日間と、最近數カ月の間をとつてもこんなにたくさんあるわけですね。

だから、私は、さつき言つたよろに、郵政が曲がりかどに立たされて、これから大きく伸びていかなければならぬという中で、こういう問題をかかえているということは、大きなマイナス点だと思う。

よつて来たるところをいまここで私はいろいろ説明をしようといふのではありません。そして私の立場は、つまり政党の支持団体とか支持母体である組合の問題は組合同士の話によって現場で解決をするというのが私の基本的な考え方です。しかし残念ながらそれが郵政の職場の中で起つてゐるといふこの現実もはつきり言つて見のがせない事実ですね。管理者はこういう事件にどのように対処してこられたのか、基本的な態度でけつこうです、確認をする意味で聞かせてください。

○政府委員(北雄一郎君)　そういった事件の中にはいろいろな性格のものがござりますが、労働組合相互間の対立による事件も相当あるわけでござります。こういったものにつきましては直ちに管理者として関与すべきではないというふうに考えておりますけれども、しかしそうしたことであります。

つまり、それぞれに思想を持つた人たちがいるということは私もけつこうだと思います。しかし自分の考える思想、価値観以外の思想、価値観を持つた人に対してまで、それは間違いであると言つて罵声を浴びせかけたり、だからおまえらが負けるんだといふようなもじが出るとするならば、私はゆゆしい問題だと思う。ましてや国会議員に対してもそういう声を浴びせるんですね。一体ふだんの教育とか管理というのはどうなつてゐるんだらうか。何か私は法がないような気がしてならない。その辺もう一回確かめます。

○政府委員(北雄一郎君)　ただいま具体的な局についての御指摘ございましたが、必ずしも当該

いつたものに対しても正しく対処をしなければなりませんと、こういふうに思つております。

もちろん、そのほかに管理者に対するものも、昨年の件数で見ますと、ただいまの組合相互間といふのと管理者に対するのとほぼ同数のものがござります。

私は四月の十三日に川崎局を視察いたしました。当日も職場秩序を乱しているその職場の実態を私自身体験をさせてもらつたんです。

○木島則夫君　ちょっと古くなりますが、外からその局舎を見ておられますと、このところの局舎いうのはずいぶんきれいになつてしまつてありますね。

当から見ておられる限り、たいへんよくしゃな建物です。ですから、国民は、そういう局の中で職場を乱すようなそういう行為が行なわれているといふようなことは、おそらくつゆ知らな

いと私は思いますが、外から見ている限り、たいへんしようしやできれいな建物です。しかしそういう中で国民がいま言つたように想像もつかない

ような職場秩序を乱す実態に私も触れて、実はあると私は思いました。しかしながらまだ川崎の局なんといふのはいいほうだといふ声のほうが多いんですね。これがいいほうだといふことになると、一体、日本の郵便局、日本の郵政といふのはどうなるんだろうか。

つまり、それぞれに思想を持つた人たちがいるといふことは私もけつこうだと思います。しかし自分がいふだといふことになると、一体、日本の郵便局、日本の郵政といふのはどうなるんだろうか。

つまり、それぞれに思想を持つた人たちがいるといふことは私もけつこうだと思います。しかし自分がいふだといふことになると、一体、日本の郵便局、日本の郵政といふのはどうなるんだろうか。

つまり、それぞれに思想を持つた人たちがいるといふことは私もけつこうだと思います。しかし自分がいふだといふことになると、一体、日本の郵便局、日本の郵政といふのはどうなるんだろうか。

つまり、それぞれに思想を持つた人たちがいるといふことは私もけつこうだと思います。しかし自分がいふだといふことになると、一体、日本の郵便局、日本の郵政といふのはどうなるんだろうか。

つまり、それぞれに思想を持つた人たちがいるといふことは私もけつこうだと思います。しかし自分がいふだといふことになると、一体、日本の郵便局、日本の郵政といふのはどうなるんだろうか。

つまり、それぞれに思想を持つた人たちがいるといふことは私もけつこうだと思います。しかし自分がいふだといふことになると、一体、日本の郵便局、日本の郵政といふのはどうなるんだろうか。

つまり、それぞれに思想を持つた人たちがいるといふことは私もけつこうだと思います。しかし自分がいふだといふことになると、一体、日本の郵便局、日本の郵政といふのはどうなるんだろうか。

つまり、それぞれに思想を持つた人たちがいるといふことは私もけつこうだと思います。しかし自分がいふだといふことになると、一体、日本の郵便局、日本の郵政といふのはどうなるんだろうか。

局がいいほうだといふうには思つております。やはりそういう点で非常に問題のある局なん。そういうふうに思つております。当該局は昨年の春闘のときにも集団暴行事件がございました。昨年の暮れにもございました。それからことになりますまして三月半ば以来、ことに三月、四月のころに

局で職場秩序を乱す行為がどのくらい起つていて、その特徴を報告していただきたい。私どものほうに一応資料はござりますけれども、郵政当局の資料をまず聞いてみたい。四十七年の五月からことしの四月まで、一年間のものがあつたら聞かしていただきたい。

月が十四回、七月が二十一回、八月が二十回、九月が十九回、十月が十八回、十一月が七回、十二月が七回、四十八年に入つて一月が三回、二月が十九回、三月が六回、四月が五回——これは四月の十三日までの一応調べです。

私は思う。民間の企業にいつたらそんなことはあたります。そのあたりまえなことがどういうわけか官公労の中では行なわれない。私はたいへん残念に思ひうんですね。国鉄しかり、郵政しかりだと私は思ひます。

またトラブルがございました。現在でも若干のトラブルがございます。それぞれの時点におきましてその原因とするところはそれぞれ違いますが、時に応じてそういう事件が発生していることはたいへん残念に思います。

また、ことしの四月、先生方がお見えになりますたときに、そういう失礼な言動をする職員があつたということにつきましても、たいへん恐縮であります。

むろん、当該局におきまして、一方でそういう

○政府委員(北雄一郎君) 四十七年の五月と仰せられましたが、先ほど昨年の春闘と申しました四十七年の四月に一連の事件が発生しております。このときは、主任三名に対しましてそれぞれ個別に集団でつるし上げる、あるいは何といいますか、もみくちゃにするというような状況がございました。

それから昨年の暮れにおきましても相当のトラブルがございましたが、これは主として当時の地本、地区的統制を聞かないいろいろの行動をす

先ほども申しましたが、四月、五月、六月にかけて、要するに去年の春闘時に三人の主任に対するいわゆるつるし上げがあつたと、そのうち一人の主任に対しましては四月から五月にかけて六回、それからいま一人の主任に対しまして

もいないわけではないと思いますよ、私は。たとえばマル生運動のときにそういうものに名をかりて、よしここでもつてひとつ締め上げてやろうなんというような不心得な管理者もいたことは私は事実だと思う。しかし一般的に言って、やはり、私は、管理者の中に組合問題に頭を突っ込むといへんなどといふ事なかれ主義をとっている。そのこと自体がかえってその職場の規律を乱していい、そういうことにつながつていかないだろう

たことのないように、これは平素から管理者もいろいろな手立てをもつて職員に浸透させるようになります。局でありますので、郵便物の配達を中心にして、業務も日常たいへん問題が多いわけであります。でありますから、管理者はそういうたまごをつまましての職員の教育に意を用いると同時に、日々の仕事の配達ということにも懸念の努力をしているわけであります。

る。特に年末業務のボイコット闘争を行なうといふ状況がございました。それからことしの三月、四月の問題は、ことしの二月に全郵政の支部ができまして、当方といなしましては、支部につきましては当該支部からやらなければならぬ事務室を貸すといふ方針をすべての組合に対してもつておりますので、三月にこの組合事務室を貸し出されたわけでございます。これに関連いたしましての

は六月におきましたて四回、それからさらにいま一
人の主任に対しましては六月に六回と、こゝで二回
ことになつております。で、その後七月から十
月にかけまして集団抗議とか暴言とかいうような事
のが断続的に発生をしたわけであります。が、月別
の回数は実は把握をいたしておりません。それが
ら年末につきましても、先ほど申し上げましたよ
うなことでいろいろ事件があり、また三、四月には
もいろんな事件がございましたが、月別の件数を

か、この辺もひとつ聞いておきたいんです。
○政府委員(北雄一郎君) 個人的にはいろいろある
と思ひますけれども、私ども、いろんな訓練ある
いは会議その他の指導等を通じまして貫して
言つておりますのは、先ほど大臣も言われました
ように、秩序ある明るい職場の建設、これが管理
者の任務であると、こう言つております。局情に
よりまして、そういったことが非常に実現困難な
局がございますけれども、そういった場合、なお

また、当該局管理者につきましては、全員とは現在のところいつておりませんが、まあ実情を申しますれば十名足らずの人間でござりますけれども——に対しましては、別途、研修所等における訓練に参加せしめているという状況であります。

トラブルが三月、四月にございまして、その内容は各般の作業妨害あるいは全郵政の組合に対する散發的ないやがらせ、そういうことが中心でござります。

いちらのはそういう角度で把握をいたしておりません。なん。
○木島則夫君 管理者の中には、組合問題に頭を突っ込むと抜き差しならなくなつちまうから、こということには日をつむついていたほうがいいと言ふ。

今後とも管理者に十分そういう場合の手立て等につきまして教育をいたしますと同時に、そちらといったことを体しまして、当該局管理者が業務の配達及び職場規律の確立ということにつとめ得る

れども、私どもの手元へ入っている調査ですと、発生の状況というものが入っているのです。おなじくのほうの数字と一緒に照らしてみていただきたい。

う人も中にはいるようですね。私はこういうことで、
あつてはいけないと思う。

ようにならに督撫をしてまいりたい。また当該局だけで足らない実情もござりますので、時に応じて担当の郵政局からも係官が行つてゐる、こういう状況であります。

四十七年の五月には、さつき言った高田、北山といふのですが、を中心にして十回回っていふのです。そうですか。大体、月にどのくらい起つてゐるか。

す。こういうルールを守れない者犯す者に対する处罚はやつぱり私はきちんととした態度で管理者が腐敗するが当然だらうと思います。それは何も組合いじめであるとか、きびしくその措置をするとどうでも何でもない、よくあたりまえのことだよ

しかし、個人的な資質とか、あるいはその職場の現実ありますところの状況というものがやはりさまざままでございまして、その実現にはいろいろな経路があるうかと思ひます。当該局につきましても、今後ともそれをできるだけ早く実現できることを

してまいりたいと、こう考えております。
○木島則夫君 先ごろ行なわれた全通のストライキの際、スト拠点局で多くの負傷者が出ていますね。中には、国民の郵政事業ということを真剣に考えて、ストライキをしたくとも、あえてストをしないで就労した者が暴力によつてあるいは集団暴行によつて傷害を受けた例も多々あるといふよ
うに私は、どもは報告を受けているのです。

状況では、とてもじゃないけれども、あぶなくて入つてもいけないよ、そんなところに行けないよといふような気持ちを起こさせるることは私は問題だと思う。そういう人に対する保障というか、そういうもののをどういうように考えますか。

し上げましたが、はつきり刑事案件になるといふ
ようなものにつきましては、やはり告訴、告発と
いうことがあるわけでありますし、現実にその数
も聞いております。告訴がたしか六件、うち二件
は告発もされておると、こういうことであります。

さないではっきり言いなさい」と呼ぶ者あり) 自余の要素を入れてはならぬと、もとより所属組合のいかんによる差別などはあり得てはならぬといふことは強く言っておるわけであります。

○木島則夫君 いま森先生からもごまかしちゃいけないと、その辺はつきり言つておいてもらつた

しないで就労した者が暴力によつてあるいは集団暴行によつて傷害を受けた例も多々あるといふように私どもは報告を受けてゐるのです。今度のストライキに際して、スト捷点局で起つた傷害事件の件数と負傷者の人数、被害を受けたのはどういう人たちが多かつたか、また加害者に対する処置、こういったもののが概略説明を

できるだけこれをかほっておるという態様も数字の中からはつきりいたすかと思つてゐるわけであります。

まじめに働く者と、そうでない者に対しても、
はつきりとけじめをつけておきますね。確認だけ
でけつこうです。

○政府委員(北雄一郎君) 当然のことであります。いま言ひましたように、組合の所属といふことは、すなはち組合を脱退する、加入する、いろ

理者及びその応援をしました管理着、このほりで百十四名ござります。それから就労する際に、あるいは就労をめぐつて傷害を受けた一般職員が三十八名、合計百五十二名、こういう数字でござります。

○木島則夫君 それにに対する処置ですか、それはどういうようになつてているのですか。

いと思いますね。この辺の当局の姿勢というものをひとつ聞かしていただきたい。

もとしては、せじめをつけることがなければならぬことじやつておるわけあります。

と思ひます。あくまで国民のための郵政事業つて
一体何なんだろかといふことを真剣に考えるな
らば、おのずと私はそこに是非は判然としてくる

あるいは加害の態様というものが明瞭になれば、それ相応の適正な措置をとらなければならぬと、こういうふうに考えております。

○木島則夫君　国民に迷惑をかけたくないといふことでストト中に就労をしたいという人、そこには相対的な問題がありますから、私は一つ一つの事件を取り上げて、どつちがいいとか悪いとかといふことは言いたくない。しかし結果として、いろの傷害を受けたり暴行を受けたりという事実があることは、やはりこれを認めざるを得ないと思ふのですね。

たくのほうはまだいいような気がしますけれども、それでもやはり何かもう一つ突然たるものがあるらしい。と言って何も組合をはじめたりするのではないのです。私はこういう中でも常識というものを非常に大事にしたい。そういう立場から、どうですか、もう少し姿勢をきかつと——何か事なきれ主義で、事件が起こると、それにかかるわっていたら、どうも次の昇職あるいは昇給に影響したりといふようなつまらない考えではないに、もう一つきかつと姿勢をお持ちになれますかね。

○木島則夫君 所属組合の違いによって昇給、昇職ですか。そういう上で絶対に差別をつけてはいけない、このことももちろん行なわれておりますね。社会党の森先生あたりからときどき所属組合によって差があると、優遇をされないというようなお話をあるんで、私もそういうことがあつちやんいけないという意味で確認をしておきたい。

○政府委員(北雄一郎君) それはもう絶対にあつてはならないということを、私ども口をすっぱくして下部に言っております。そういった職員の処遇という場合には職員の能力、適性、経験、勤務

と思うのです。
最後に、郵政大臣にお伺いをしたい。いまあげただけでもたいへんな職場規律の亂れとか、暴行傷害事件があつて、それに伴ういわゆるけがをする、傷を負う、そういう事態がときおりなんといふものじや大臣ありません。ひんびんとして起つておることを御確認いただきたいのですね。
私も、実は、さつき申し上げたように、政党支持団体がどこの組合だから、どこのだれそれだからといつて、ここでそういう対組合の問題をあげつらうということは、ほんとうは私は好きじやな

○政府委員(北雄一郎君) こういつたケースの中

成績というようなことによつてすべてを決すべきであつて、自余の要素を入れてはならぬ(「こまか

い。しかし、現実に、さうき言つたように、職場内でそういうことが起こつてゐる。そのことの御

認識とともに、今後こういう質問がだんだん私は減っていくようになつてもらいたいという意味も込めて、現場に対する御認識、そして今後はんとうに郵政事業が發展をしていくための大手な郵政の体質改善、その面について、郵政大臣はどういうふうに取り組んでいかれるか、その辺を伺つて私は質問を終ります。はつきりとした決意をひとつ聞かしていただきたい。

○國務大臣（久野忠治君）先ほど来、個々の具体的な事例につきまして、内容についていろいろ御質問がございました。私も拝聴いたしておりますので、たいへん遺憾なことに存する次第でございまして、このような事件が起きておるということ自身は、やはり郵政事業に携わつております私たちといったましても、看過し得ないところでござります。今後、このような事件が頻発しないよう十分労使間の、あるいはまた組合相互間の信頼関係が打ち立てられまするように、微力を尽くしてまいりたい、かのように存するような次第でございます。

もちろん、現場管理者に対しましては、平素から部下職員の順法精神の涵養につとめるとともに、万一非應行行為が行なわれた場合には、法令に照らし、適正に対処するよう指導しているところであります。で、この考え方对立しまして明るい秩序ある職場をつくっていきたい、これが私たちの考え方でございます。

○木島則夫君 以上で終わります。

○委員長（西ヶ久保重光君）本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午前十一時十六分散会

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十三日)

一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案

四月二十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、全身体障害者に対するテレビ聴視料免除に関する請願(第一六一四号)

第一六一四号 昭和四十八年四月十九日受理 全身體障害者に対するテレビ聴視料免除に関する請願

紹介議員 橋本 繁蔵君 知県身体障害者福祉団体連合会内 清川哲夫

全身體障害者に対するNHKテレビ聴視料を免除されたい。

理由 厚生省の実態調査によれば、身体障害者はその障害の故に約五十七パーーセントが、就業不能であり、四十三パーーセントの就業者もはなはだしい低賃金被雇用者か零細業者等でほとんどが苦しい生活を余儀なくされている。また、健常者が気軽にかけられるレクリエーションなどに参加する機会も少なく、テレビはその精神慰安上不可欠の存在である。

第六号中正誤

ペシ 段行 誤 正

二 一 かねわり さわそく さつそく

三 四 三 おペラ ういう そういう

三 二 二 らつしやる いらつしやる

一 九 七 山演者 かかて

二 六 二 二 ぱくち 握げて

三 一 一 ぱくち ぱくち

二 一 一 ぱくち ぱくち

一 九 七 防衛 特つて

一 九 七 推定 持つて

一 五 一 専門家 専門家

一 三 一 ひどう ぐつうと

一 二 一 終わる 終わる

一 一 一 ひとつ ぐうつと

審査

第七号中正誤

ペシ 段行 誤 正

一 二 九 坂野 學君 板野 學君

五 三 から四 終わり 発祥

七 一 三 業者 利用面

九 二 八 か何を 何か

七 三 七 両面 利用面

十 二 八 一 から四 終わり 坂野學君

坂野學君

七 三 七 五 五 一 から九 終わり 坂野學君

三 二 三 五 五 一 から五 終わり 電際 國際

三 二 三 五 五 一 から二 終わり 監督局

三 二 五 内満 誤 正

一 二 一 九 不詳 円満

一 一 一 九 不詳 調長 監察局

一 一 一 九 不詳 調長

一 一 一 九 不詳 調長

一 一 一 九 不詳 久野忠治 久野忠治君

それから

昭和四十八年六月十三日印刷

昭和四十八年六月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A